

## 株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
代表取締役社長 森下一喜

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日(木曜日)午後6時までに、「議決権行使についてのご案内」(3頁から4頁まで)の方法により議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 開催日時** 2025年3月28日(金曜日)午前10時(受付開始予定午前9時)

**2. 開催場所** 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」  
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

**3. 目的事項**

- 報告事項**
1. 第28期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第28期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

<会社提案議案(第1号議案から第2号議案まで)>

**第1号議案** 取締役10名選任の件

**第2号議案** 監査役3名選任の件

<株主提案議案(第3号議案から第9号議案まで)>

**第3号議案** 代表取締役に対する固定報酬の変更に変更理由の開示条件を追加するための報酬決定の件

**第4号議案** 固定報酬及び業績連動報酬の構成比及び業績連動報酬の算定方法を変更するための報酬決定の件

**第5号議案** 業務執行取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の廃止及び長期インセンティブ株式報酬付与のための報酬決定の件

**第6号議案** 剰余金処分の件

**第7号議案** 剰余金の配当の決定機関に係る定款変更の件

**第8号議案** 自己株式の消却に係る定款変更の件

**第9号議案** 自己株式の消却の件

## 4. 電子提供措置に関する事項

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第28期定時株主総会招集ご通知」及び「第28期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.gungho.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ガンホー・オンライン・エンターテイメント」又は「コード」に「3765」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



## 5. 招集にあたっての決定事項

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

～～～

＜株主様へのお知らせ＞

◎株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。

①主要な事業内容、②主要な営業所、③使用人の状況、④主要な借入先の状況、⑤その他企業集団の現況に関する重要な事項、⑥会社の新株予約権等に関する事項、⑦社外役員に関する事項、⑧会計監査人の状況、⑨業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、⑩連結株主資本等変動計算書、⑪連結注記表、⑫貸借対照表、⑬損益計算書、⑭株主資本等変動計算書、⑮個別注記表

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類に含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいます  
ようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場  
受付にご提出ください。

### 日 時

2025年3月28日（金曜日）  
午前10時（受付開始予定：午前9時）



## インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、  
議案に対する賛否をご入  
力ください。

### 行使期限

2025年3月27日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案  
に対する賛否をご表示の  
うえ、ご返送ください。

### 行使期限

2025年3月27日（木曜日）  
午後6時到着分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

| 議決権行使書   |  | 株主番号    | 議決権行使枚数 | 印 | お願い  |
|--|--|---------|---------|---|--|
| <p>株式会社オンラインメント株式会社 (印)</p> <p>私は、2025年3月28日開催の<br/>株主総会議決権行使会員（議論<br/>会員または延長を含む）における<br/>各議案について、右記（賛否〇印<br/>で表示）のとおり議決権を行<br/>使いたします。</p> <p>2025年3月 日</p> <p>議決権行使書用<br/>紙に賛否〇印を表示<br/>をささげます。会員に<br/>は、会社提案に<br/>ついては賛成、株<br/>主提案について<br/>は反対、その他あ<br/>つたものとし<br/>て取り扱います。</p> <p>ガント・オンライン<br/>・エンターテイメント<br/>株式会社</p> |  | 会 社 提 案 | 株 主 提 案 | 印 | <p>株主総会にご出席されない場合は、この議<br/>決権行使書用紙に「否」〇印をご表示いただき<br/>、2025年3月27日午後6時までに到着<br/>するようご返送ください。</p> <p>2. 1号議案および第2号議案の賛否をご表<br/>示の際、一部の候補者につき賛成の意思を<br/>表示される場合は「株主総会参考書類」<br/>に記載の当該候補者の番号をご記入くださ<br/>い。</p> <p>3. 賛否〇印表示は、黒色のボールペンにより、<br/>はっきりと〇印をご記入ください。</p> <p>4. 議決権をインターネットで行使される場合、<br/>下のQRコードをスマートフォンで読み取<br/>るか、スマートフォンのウェブサイトにアクセス<br/>し2025年3月27日午後6時までにご<br/>行使ください。この場合、議決権行使書を<br/>送還される必要はありません。</p> |
| <p>当社取締役会は株主提案に反対しております。第3号議案から第9号議案につき当社取締<br/>役会の見方に賛成の場合は「否」〇印、株主提案に賛成の場合は「賛」〇印をご表示ください。</p>  |  | 株 主 提 案 | 印       | 印 | <p>スマートフォン用<br/>QRコード用<br/>スマートフォン<br/>QRコード</p> <p>QRコード用紙の裏面<br/>の印記欄に記入</p> <p>ガント・オンライン・エンターテイメント株式会社</p>  |

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、第2号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」〇印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」〇印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」〇印をし、反対する  
候補者の番号をご記入ください。

### 第3～第9号議案（株主提案）

- 賛成の場合 ➥ 「賛」〇印
  - 反対する場合 ➥ 「否」〇印
- 当社取締役会は、株主提案のいずれの議案にも  
反対しております。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力



「ログイン」を  
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください



「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社

電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)  
受付時間 午前9時～午後9時

- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
- インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によってはご利用いただけない場合がございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

＜会社提案議案（第1号議案から第2号議案まで）＞

#### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------|--|------------|
| 1     | 森下一喜<br>(1973年9月16日)<br><br>再任 | <p>1994年4月 株式会社パルテック入社<br/>1996年7月 株式会社ソフトクリエイト入社<br/>2000年3月 ドルフィン・ネット株式会社 取締役<br/>2000年12月 キッカーズ放送網株式会社 取締役<br/>2001年5月 オンセール株式会社（現当社）<br/>E-サービス部長<br/>2002年8月 当社 COO<br/>2004年1月 当社 代表取締役社長（現任）<br/>2005年12月 株式会社ゲームアーツ 取締役<br/>2008年3月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社ゲームアーツ 代表取締役社長<br/>Gravity Co.,Ltd. 理事（取締役）</p> | 1,009,600株 |

#### 【取締役候補者とした理由】

森下一喜氏は、当社代表取締役に就任以来、最高経営責任者として、「パズル＆ドラゴンズ」及び「ラグナロクオンライン」等のゲーム開発・運営等において中心的役割を果たし、これまでの当社の飛躍的な成長・発展に大きく貢献してまいりました。引き続き、当社の更なる飛躍のため取締役として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|--|------------|
| 2     | <p>坂井一也<br/>(1965年1月28日)</p> <p>再任</p> | <p>1987年4月 株式会社九州相互銀行（現株式会社十八親和銀行）入行</p> <p>1993年1月 エクス・ツールス株式会社入社</p> <p>2002年4月 同社 代表取締役社長</p> <p>2004年4月 当社入社 管理部長兼CFO</p> <p>2005年3月 当社 取締役（現任）</p> <p>2006年1月 当社 管理本部長兼CFO</p> <p>2008年4月 当社 財務戦略本部長兼CFO</p> <p>2009年4月 当社 経営管理本部長兼CFO</p> <p>2009年10月 当社 常務執行役員</p> <p>2010年8月 当社 財務経理本部長兼CFO</p> <p>2011年1月 当社 常務執行役員財務経理本部長兼経営管理本部長兼CFO</p> <p>2011年7月 当社 常務執行役員財務経理本部長兼CFO兼IRO</p> <p>2012年3月 当社 財務経理本部長兼CFO兼IRO</p> <p>2014年4月 当社 財務経理本部長兼CFO（現任）</p> <p>2017年3月 株式会社ゲームアーツ 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ゲームアーツ 取締役</p> <p>Gravity Co.,Ltd. 理事（取締役）</p> <p>GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd. Director（取締役）</p> | 100,000株   |

【取締役候補者とした理由】

坂井一也氏は、CFOとして、当社創業初期から財務・経理の統括責任者として責務を果たしております。豊富な経験と実績を有し、当社事業に精通していることから、当社の今後の持続的な成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   |  | 所有する当社の株式数 |
|---|----------------------------------|--|--|------------|
| 3   | 北村 佳紀<br>(1968年6月11日)<br><br>再任  | 1992年4月 株式会社学生援護会（現パーソルキャリア株式会社）入社<br>1995年1月 株式会社ロスマンズジャパン入社<br>1999年9月 ICC株式会社入社<br>2002年1月 エヌ・シー・ジャパン株式会社入社<br>2003年2月 当社入社 マーケティング部長<br>2006年1月 当社 マーケティング本部長<br>2006年3月 当社 取締役（現任）<br>2007年7月 当社 国際事業統括本部長<br>2009年10月 当社 常務執行役員国際本部長<br>2012年3月 当社 国際本部長<br>2015年10月 当社 GV事業本部長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)兼COO兼CCO      |  | 40,000株    |
| 【取締役候補者とした理由】<br>北村佳紀氏は、当社創業初期からゲーム事業の成長に貢献し、特に、韓国子会社のGravityグループの統括責任者として、大きく発展した同社の事業を牽引しており、更なる成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                |                                  |  |  |            |
| 4   | 吉田 康二<br>(1953年11月27日)<br><br>再任 | 1977年4月 アラビア石油株式会社入社<br>2000年5月 任天堂株式会社入社<br>2002年1月 同社 総務部長<br>2005年10月 同社 総務本部長<br>2006年6月 同社 取締役<br>2011年4月 当社入社 経営管理本部長代行<br>2011年7月 当社 経営管理本部長兼CCO兼CCMO（現任）<br>2012年3月 当社 取締役（現任）<br>2024年3月 Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd.<br>Director (取締役)<br>Gravity Co.,Ltd. 理事 (取締役) |  | 11,500株    |
| 【取締役候補者とした理由】<br>吉田康二氏は、法務・人事・総務等、管理部門に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、任天堂株式会社での取締役としての経験を活かして当社においても経営管理部門の統括責任者として飛躍的な発展に貢献してまいりました。当社の更なる成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                  |  |  |            |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   |  | 所有する当社の株式数 |
|--|---|--|--|------------|
| 5  | いちかわ あきひこ<br>市川 彰彦<br>(1973年5月22日)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1992年4月 横浜フリューゲルス入団<br>1995年5月 株式会社ソフトクリエイト入社<br>2000年5月 ドルフィン・ネット株式会社 取締役<br>2000年12月 キッカーズ放送網株式会社入社<br>2002年2月 株式会社ベルシステム24入社<br>2004年10月 株式会社メディアン入社<br>2005年10月 当社入社<br>2007年3月 株式会社ゲームアーツ 取締役<br>2008年4月 当社 執行役員 新規事業開発室長<br>2009年12月 当社 執行役員 ゲーム事業部<br>モバイル・コンシューマ本部長<br>2012年1月 当社 執行役員 開発本部 第1企画<br>開発本部長<br>2015年10月 当社 執行役員<br>当社 パートナー・パブリッシング本<br>部長 (現任)<br>2021年3月 当社 取締役 (現任) |  | 4,220株     |
| 【取締役候補者とした理由】  |   |  |  |            |
| 市川彰彦氏は、当社創業初期から当社の事業に関わり、かかる幅広い見識と豊富な経験をもとにパートナー・パブリッシング事業等の推進に携わってまいりました。当社の今後の成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                       |   |  |  |            |
| 6  | おおば のりかず<br>大庭 則一<br>(1966年8月27日)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  | 1989年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ<br>銀行）入行<br>2006年12月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバン<br>クグループ株式会社） 財務部財務企<br>画グループ長<br>2008年6月 当社 上席執行役員財務戦略本部長<br>(ソフトバンクグループ株式会社から出<br>向)<br>2011年3月 当社 取締役 (現任)   |  | 1,000株     |
| (重要な兼職の状況)<br>ソフトバンクグループ株式会社 財務企画部長<br>ソフトバンクグループジャパン株式会社 取締役  |   |  |  |            |
| 【取締役候補者とした理由】  |   |  |  |            |
| 大庭則一氏は、ソフトバンクグループの財務部門及び当社の財務経理部門において実績と経験を有し、当社の事業についても十分ご理解いただいております。引き続き経営全般に関する知見、特に財務会計に関する高度な知識や豊富な経験をもとに当社の更なる成長に貢献していただけるものと期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。 |   |  |  |            |

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生　年　月　日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|--|------------|
| 7     | <p>おおにし　ひでつぐ<br/>大　西　秀　亜<br/>(1964年3月7日)</p> <p>再任<br/>社外取締役<br/>独立役員</p> | <p>1986年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1999年12月 富士キャピタルマネジメント株式会社（現MCPパートナーズ株式会社）インベストメントオフィサー</p> <p>2002年2月 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（現株式会社リンク・セオリー・ジャパン）取締役CFO</p> <p>2009年9月 株式会社ファーストリテイリング執行役員CFO</p> <p>2011年4月 株式会社アバージェンス代表取締役（現任）</p> <p>2011年6月 合同会社インテグリティ共同代表（現任）</p> <p>2016年3月 当社 取締役（現任）</p> <p>2016年3月 株式会社バーシック 社外取締役</p> <p>2018年4月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年5月 アークランドサカモト株式会社（現アーフランズ株式会社）社外監査役</p> <p>2021年4月 株式会社キューブ 社外取締役（現任）</p> <p>2022年5月 アークランズ株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2024年1月 クラシコ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>合同会社インテグリティ 共同代表</p> <p>株式会社アバージェンス 代表取締役</p> <p>株式会社キューブ 社外取締役</p> | 1,000株     |

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

大西秀亜氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般に関する知見、特に財務会計に関する高度な知識や豊富な経験及びグローバルな視点に基づいた助言をいただくことにより当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上が期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生　年　月　日)   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|---|------------|
| 8     | <p>みやかわ けいじ<br/>宮川 圭治<br/>(1958年11月5日)</p> <p>再任<br/>社外取締役<br/>独立役員</p> | <p>1982年4月 日本貿易振興会（現日本貿易振興機構）入会</p> <p>1988年7月 バンカース・トラスト銀行（現ドイツ証券株式会社）入行</p> <p>1999年7月 ドイツ証券株式会社 M&amp;A部門統括責任者</p> <p>2006年10月 同社 投資銀行部門副会長</p> <p>2009年9月 リンカーン・インターナショナル株式会社 会長</p> <p>2012年6月 株式会社アシックス 社外監査役</p> <p>2013年6月 同社 社外取締役</p> <p>2016年3月 同社 監査役</p> <p>2018年3月 当社 取締役（現任）</p> <p>2019年1月 リンカーン・インターナショナル株式会社 シニアアドバイザー（現任）</p> <p>2021年6月 H.U.グループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2023年12月 Zensho International Limited<br/>社外取締役</p> <p>2024年3月 株式会社マッシュホールディングス<br/>社外監査役（現任）</p> <p>2024年5月 Zensho International Food Service Limited<br/>社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>リンカーン・インターナショナル株式会社<br/>シニアアドバイザー<br/>H.U.グループホールディングス株式会社<br/>社外取締役</p> | 500株       |

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮川圭治氏は、金融サービス業界における経営者としての豊富な経験と専門的見地から、当社の経営全般、特に財務会計及びグローバルな視点に基づいた助言をいただいており、当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  |  | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|--|------------|
| 9   | 田中晋<br>(1953年3月11日)<br><br>再任<br>社外取締役<br>独立役員  | 1976年4月 任天堂株式会社入社<br>2012年7月 同社 業務本部副本部長<br>2013年6月 同社 取締役業務本部長<br>2016年6月 同社 上席執行役員業務本部長<br>2018年6月 同上 退任<br>同社 顧問<br>2019年6月 同上 退任<br>2020年3月 当社 取締役（現任）  |  | —          |
| 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】   |   |   |  |            |
| 田中晋氏は、任天堂株式会社において長年培ってきた国内外のゲーム事業に関する豊富な経験と高い知見を有し、同社における取締役としての経験を活かして当社の経営全般に助言をいただいている。今後も、当社の経営全般に亘り助言をいただくことにより、当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るために、引き続き社外取締役として選任をお願いします。  |   |   |  |            |
| なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。   |   |   |  |            |
| 10  | 原悦子<br>(1974年10月18日)<br><br>再任<br>社外取締役<br>独立役員 | 2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業） 入所<br><br>2006年9月 Allen & Overy 法律事務所勤務<br><br>2007年4月 ニューヨーク州弁護士登録<br><br>2011年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業） パートナー弁護士（現任）<br><br>2012年4月 法務省日本法令外国語訳推進会議委員<br><br>2013年4月 一橋大学法科大学院非常勤講師<br><br>2019年4月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授<br><br>2022年4月 東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師（現任）<br><br>2024年3月 当社 取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業<br>パートナー弁護士 |  | —          |
| 【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】   |   |   |  |            |
| 原悦子氏は、弁護士としての豊富な経験と高い知見を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営全般に助言いただくことで、コーポレートガバナンスを一層強化し、当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るために、引き続き社外取締役として選任をお願いします。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 |   |   |  |            |
| なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。   |   |   |  |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、現在、取締役 大庭則一氏、大西秀亜氏、宮川圭治氏、田中晋氏及び原悦子氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しており、当該取締役候補者の再任が承認された場合には責任限定契約を継続する予定であります。なお、「責任限定契約の内容の概要」については、事業報告52頁をご参照ください。
3. 補償契約の内容の概要
- 当社は、現在、取締役 森下一喜氏、坂井一也氏、北村佳紀氏、吉田康二氏、市川彰彦氏、大庭則一氏、大西秀亜氏、宮川圭治氏、田中晋氏及び原悦子氏との間でそれぞれ補償契約を締結しており、当該取締役候補者の再任が承認された場合には補償契約を継続する予定であります。なお、「補償契約の内容の概要」については、事業報告52頁をご参照ください。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 森下一喜氏、坂井一也氏、北村佳紀氏、吉田康二氏、市川彰彦氏、大庭則一氏、大西秀亜氏、宮川圭治氏、田中晋氏及び原悦子氏は、現在、当社の取締役であり、当社は現在、当該10名の取締役候補者を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、上記10名の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約は、2025年12月27日をもって期間が満了いたしますが、その後更新することを予定しております。なお、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」については、事業報告52頁をご参照ください。

#### 【ご参考】

当社取締役会が必要と考える各取締役の主な専門性・経験は以下のとおりです。

| 氏名    | 役職         | 経営全般 | ゲーム開発・IP創出 | ゲーム運営・IP展開 | 財務会計 | グローバル | 広報・IR・マーケティング | 法務・ガバナンス | 人事・労務 |
|-------|------------|------|------------|------------|------|-------|---------------|----------|-------|
| 森下 一喜 | 代表取締役社長    | ●    | ●          | ●          |      | ●     | ●             | ●        |       |
| 坂井 一也 | 取締役        | ●    |            |            | ●    | ●     | ●             |          |       |
| 北村 佳紀 | 取締役        | ●    |            | ●          |      | ●     | ●             |          |       |
| 吉田 康二 | 取締役        | ●    |            |            |      | ●     |               | ●        | ●     |
| 市川 彰彦 | 取締役        | ●    |            | ●          |      | ●     | ●             |          |       |
| 大庭 則一 | 取締役        | ●    |            |            | ●    | ●     |               |          |       |
| 大西 秀亜 | 社外取締役/独立役員 | ●    |            |            | ●    | ●     |               |          |       |
| 宮川 圭治 | 社外取締役/独立役員 | ●    |            |            | ●    | ●     |               |          |       |
| 田中 晋  | 社外取締役/独立役員 | ●    |            |            | ●    |       | ●             |          |       |
| 原 悅子  | 社外取締役/独立役員 |      |            |            |      | ●     |               | ●        |       |

(注) 上記一覧表は、各候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況  | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|--|------------|
| 1     | 越智まさと<br>(1968年12月17日)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1987年4月 株式会社海老正入社<br>1992年1月 第一高千穂株式会社入社<br>1995年10月 株式会社ソフトクリエイト入社<br>2000年5月 ドルフィン・ネット株式会社 取締役<br>2000年12月 キッカーズ放送網株式会社入社<br>2002年2月 株式会社アリスネット入社<br>2004年2月 当社入社<br>2007年2月 当社 第三マーケティング部長<br>2007年7月 当社 パブリッシング本部長<br>2008年4月 当社 上席執行役員オンライン事業部長<br>2009年10月 当社 常務執行役員ゲーム事業部長<br>2010年3月 当社 取締役<br>2010年7月 当社 常務執行役員ゲーム事業部長兼<br>経営管理本部長<br>2011年1月 当社 常務執行役員ゲーム事業部長<br>2012年1月 当社 常務執行役員オンライン本部<br>上席本部長<br>2012年3月 当社 オンライン本部上席本部長<br>2014年5月 当社 システム・CS本部長<br>2017年4月 当社 CS本部長<br>2021年3月 当社 監査役（現任）<br>2021年3月 株式会社ゲームアーツ 監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ゲームアーツ 監査役 | 5,000株     |

### 【監査役候補者とした理由】

越智政人氏は、当社創業初期から当社におけるPCオンラインゲーム事業及びユーザーサポート部門等での豊富な経験を有していることに加えて、一般社団法人日本オンラインゲーム協会共同代表理事及び一般社団法人日本eスポーツ連合理事等を歴任する等、当社事業に係る幅広い見識を有しております、これまでの経験を活かし当社の監査業務を適正に遂行していただきたく、引き続き、監査役として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号   | 氏 名<br>(生年月日)   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況   |  | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|--|------------|
| 2   | <p>吉川知宏<br/>(1965年10月5日)</p> <p>新任<br/>社外監査役<br/>独立役員</p> | <p>1993年4月 弁護士登録（東京弁護士会）<br/>北・木村法律事務所（現木村綜合法律事務所）入所</p> <p>1998年4月 吉川法律事務所開設 代表（現任）</p> <p>2000年9月 東芝ソシオシステムサポート株式会社（現東芝ITサービス株式会社）社外監査役</p> <p>2015年6月 三菱化工機株式会社 社外監査役</p> <p>2016年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>吉川法律事務所 代表<br/>三菱化工機株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> |  | —          |
| <p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>吉川知宏氏は、弁護士として企業法務の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。</p> |   |   |  |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況   |  | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|---|--|------------|
| 3     | <p>ね も と まさ た か<br/>根 本 真 孝<br/>(1982年6月27日)</p> <p><b>新任</b></p> <p>社外監査役<br/>独立役員</p> | <p>2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所 入所</p> <p>2013年12月 公認会計士登録</p> <p>2014年12月 有限責任監査法人トーマツ 退所</p> <p>2015年1月 税理士登録</p> <p>リーダーズサポート公認会計士事務所<br/>代表 就任（現任）</p> <p>リーダーズサポート税理士法人<br/>代表社員 就任（現任）</p> <p>2018年6月 株式会社ジーンズメイト 社外取締役<br/>(監査等委員)</p> <p>2021年4月 同社 社外監査役</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>リーダーズサポート公認会計士事務所 代表<br/>リーダーズサポート税理士法人 代表社員</p> |  |            |

【監査役候補者とした理由】

根本真孝氏は、公認会計士及び税理士として会計監査、税務等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、現在、監査役 越智政人氏との間で責任限定契約を締結しており、当該監査役候補者の再任が承認された場合には責任限定契約を継続する予定であります。また、吉川知宏氏及び根本真孝氏の選任が承認された場合には、当社は両名との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、「責任限定契約の内容の概要」については、事業報告52頁をご参照ください。
3. 補償契約の内容の概要  
当社は、現在、監査役 越智政人氏との間で補償契約を締結しており、当該監査役候補者の再任が承認された場合には補償契約を継続する予定であります。また、吉川知宏氏及び根本真孝氏の選任が承認された場合には、当社は両名との間で同様の補償契約を締結する予定であります。なお、「補償契約の内容の概要」については、事業報告52頁をご参照ください。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
越智政人氏は、現在、当社の監査役であり、当社は現在、当該監査役候補者を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該監査役候補者の再任が承認された場合には、当該保険契約を継続する予定であります。当該保険契約は、2025年12月27日をもって期間が満了いたしますが、その後更新することを予定しております。また、吉川知宏氏及び根本真孝氏の選任が承認された場合には、上記の保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」については、事業報告52頁をご参照ください。

## 【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

社外役員または社外役員候補者の独立性については、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、東京証券取引所が定める「独立性基準」に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社グループの業務執行者または過去10年間において業務執行者であった者
2. 当社グループの主要な取引先（注1）の業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主またはその業務執行者
5. 当社の借入額が当社総資産の2%を超える借入先またはその業務執行者
6. 当社グループより当該寄付先の年間総収入の2%を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者
7. 過去3年間において上記の2から6までに該当していた者
8. 上記の1から7までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
9. 当社の社外役員としての在任期間が通算で12年間を超える者

- (注) 1. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき当社連結売上高の2%を超えることをいう。
2. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき、個人の場合は1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

## ＜株主提案（第3号議案から第9号議案まで）＞

第3号議案から第9号議案は、株主様2名（以下「提案株主様」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の提案の内容、議題、議案の要領及び提案理由は、2025年1月31日付け及び2025年2月17日付けの修正を反映の上、議案ごとに整理し、形式面のみの調整を加えて、当該株主から提案された株主提案書（以下「本株主提案」といいます。）の原文のまま記載しております。

なお、当社は、本株主提案に係る**全ての議案（第3号議案から第9号議案まで）**に、**反対**しております。各議案に対する個別の反対意見については、各議案における「本議案に対する取締役会の意見」をご参照ください。

### 提案の内容

第7号議案及び第8号議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のいずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/3765-GUNGHO-2025>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。また、当社の株価及び一株当たり指標の記載は2024年12月末現在を基準として、過去の株式分割及び併合の影響を調整した価格（少数点以下切り捨て。）を用いている。

## 第3号議案 代表取締役に対する固定報酬の変更に変更理由の開示条件を追加するための報酬決定の件

### 1. 議案の要領

本議案は、代表取締役に対して支給する固定報酬の金額を変更した場合に、変更理由の開示を求めるものである。ただし、これは、当社に対してTDnetを通じた公表を義務づけるものではなく、TDnetを通じた公表を変更後の固定報酬を支給するための条件とするものに過ぎないことを、念のため、付言する。本議案により追加を求める取締役に対する報酬制度は以下のとおりとする。なお、当社の取締役に対する報酬に関する事項であって、以下に定めのない事項は、現行の報酬制度及び本総会で決議された他の議案の規定に従う。

（本議案により追加を求める取締役に対する報酬制度）

ただし、当社が代表権を有する各取締役に対して支給する固定報酬の金額を変更した場合、当社は、当該取締役に対して変更後の固定報酬の支給を開始する前月末日までに、固定報酬の金額を変更した理由を、TDnetを通じて公表する（これは、当社に対してTDnetを通じた公表を義務づけるものではなく、TDnetを通じた公表を変更後の固定報酬を支給するための条件とするものに過ぎないことを、念のため、付言する。）。

## 2. 提案理由

森下一喜代表取締役社長（以下「森下社長」という。）に対して支給された固定報酬の金額は、森下社長の報酬の個別開示が始まった2014年12月期には121百万円であったが、その後段階的に引き上げられ、2023年12月期においては182百万円（うち28百万円は当社の連結子会社から支給された金額）となった。各期末における当社の株価は4,410円から2,351円まで下落したほか、各期における営業利益も942億円から278億円まで減少した。つまり、当社の株価が46%下落し、営業利益に至っては70%も減少する一方で、森下社長の固定報酬は50%も引き上げられている。しかし、当社は森下社長の固定報酬の引き上げを行った理由について、何ら株主に対して説明を行っておらず、森下社長の固定報酬が業績及び株価に逆行して上昇した理由は不透明なままである。そこで、少なくとも経営の責任者である代表取締役に対して支給する固定報酬の金額を変更する場合は、その変更理由を明示することを求める。ただし、これは、当社に対してTDnetを通じた公表を義務づけるものではなく、TDnetを通じた公表を変更後の固定報酬を支給するための条件とするものに過ぎないことを、念のため、付言する。

## 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

### ア. 本議案の明確性・適法性に関する疑義

本議案は、当社の代表取締役の固定報酬について、金額を変更した場合には、金額の変更理由をTDnetにて公表することを支払いの条件とするすることを求めるものです。そもそも、本議案は、どのような理由を開示すれば支払い条件を満たすかが判然とせず、議案としての明確性に疑義があります。また、本議案は、実質的には報酬内容の変更を求めるものではなく、単に理由の開示を求めるものに過ぎません。したがって、本議案は、報酬議案としての適法性にも看過しがたい疑義がある議案です。しかし、株主総会における審議の対象とすることが株主の皆様の共同の利益に資すると考え、当社は、議案として取り上げるという判断をいたしました。

## イ. 代表取締役社長の固定報酬水準の合理性について

提案株主様は、本議案の提案理由において、森下社長の報酬が業績及び株価に逆行して上昇したことを問題視しています。しかしこの提案株主様の主張は、森下社長が実質的な創業者として20年以上にわたり当社の事業を牽引し、その間、当社の成長の実現に果たしてきた役割を理解しない、誤解に基づいた主張といわざるを得ません。

すなわち、森下社長は、当社の代表取締役社長として常に先頭に立ち続け、『感動と楽しい体験』を提供する」という当社の企業理念の実現に向けて、社員とともに日々面白いゲームを、妥協せず、魂を込めて作り続けております。その結果、当社は、10年以上にわたり、継続的かつ安定的な収益の創出を実現しております。また、森下社長は、当社の実質的な創業者であり、社長就任以来、現在に至るまで最高経営責任者及び代表取締役社長として、その責務を適切に果たしております。

さらに、森下社長は、エグゼクティブ・プロデューサーとして、当社のゲーム事業の根幹の1つとなっているラグナロクオンラインを日本に導入して大ヒットさせ、当社の上場のきっかけを作りました。また、森下社長は、2012年のリリースから現在に至るまで当社に多大な売上及び利益をもたらしているパズル＆ドラゴンズ（以下「パズドラ」といいます。）の開発総指揮を務めております。パズドラは、2012年のリリース以後、スマートフォン向けゲームの中でも大変息の長い支持を受け、MAU（月間アクティブユーザー数）や課金率も長期にわたって底堅く推移し、国内のダウンロード数は6,200万件、北米では1,500万件に達しております。パズドラは、13年の長期にわたり収益を上げ続け、当社の収益の柱として、当社グループのゲーム事業全体の売上高年間約1,000億円を10年以上維持していることに大きく寄与しております。この主要な要因としては、パズドラをはじめとした現在サービスを展開している既存のゲームをブランドと捉え、ゲームとしてリリースするだけではなく、アニメ、コミック、キャラクターグッズ、イベントの開催等、様々なプラットフォームに展開することで、1つのゲーム資産を多様な形態で提供する“ワンソース・マルチユース”を実践していることや各種人気IPとの時機を得たコラボイベントの実施等、施策に対する森下社長の優れた指導力による貢献が大きいことが挙げられます。このように、森下社長は、最高経営責任者として、当社の業績に多大な貢献を果たしております。

提案株主様は、当時、社会現象を巻き起こしたパズドラブームが最高潮にあって収益が膨張した2014年度の最高営業利益を起点として、パズドラの収益が大きく漸減傾向にあると指摘されています。しかし、このような主張は、激しい競争環境にあって、無数のタイトルのリリースが常時行われながらも、いわゆるヒット作品も、その寿命が数か月単位で終わることが多いスマートフォン向けゲームの実態・実情を考慮しない主張といわざるを得ません。提案株主様の主張は、世

のスマートフォン向けゲームの実情・実態を踏まえず、かつ、パズドラを開発し、その後の運営の最高責任者も担う森下社長の当社の業績に対する貢献を十分に理解しないままに行われたものと言わざるを得ません。

以上のとおり、森下社長がゲーム開発会社である当社において現時点においては代え難い存在であることに鑑みれば、その固定報酬の水準には十分に合理性があると考えております。

#### ウ. 取締役の個人別報酬の決定プロセスの透明性について

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を定めるとともに、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を高め、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

当社は、報酬決定プロセスの透明性をより一層高めることを目的として、2025年2月14日付けで、指名・報酬委員会規程を改定し指名・報酬委員会の委員長を独立社外取締役から選任することとしております。また、当社は、2025年2月14日付けで、指名・報酬委員会の委員を独立社外取締役である宮川圭治氏及び田中晋氏並びに取締役経営管理本部長である吉田康二氏により構成されるものと変更し、指名・報酬委員会の委員長は、同日から、独立社外取締役である宮川圭治氏が務めております。

取締役の報酬水準等は、報酬決定方針に基づき、指名・報酬委員会が、取締役等の報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申しております。具体的な取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定されております。固定報酬の決定に関しては、報酬決定方針の範囲内において、業績・経営環境等を踏まえて、役位や職責等に応じて個人別の報酬額を決定することとする基本報酬に関する方針を定めております。当社は、2025年2月14日付けの取締役会決議において、報酬決定方針を改定し、従前の代表取締役に各取締役の個人報酬の決定を一任する仕組みを改め、各取締役の固定報酬の具体的な配分の決定を指名・報酬委員会に一任することといたしました。

当社としては、各取締役の職責に係る評価を指名・報酬委員会において独立的かつ客観的に行なうことが従前以上に公正な評価の実現に繋がり、報酬決定プロセスの透明性をより一層高めると考えております。

また、当社は、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額及び員数を適法かつ適正に開示しており、特に有価証券報告書においては連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬額の個別開示を含めて十分な開示を行っております。

## エ. 結論

以上のとおり、当社の報酬制度に関し、固定報酬の決定手続は適正かつ透明性が確保されており、その報酬水準、算定方法及び開示の方法についても適切であることから、本議案のように法令上の開示を超える開示を固定報酬の支給条件とする必要はありません。

このように、当社取締役会としては、代表取締役を含む当社取締役の報酬額等の決定手続に係るガバナンスは実効的に機能しておりその開示の方法も適切であることから、本株主提案に係る規定を報酬制度に設けることは不要であると考えます。

なお、ウ. に記載のとおり、2025年2月14日付け取締役会決議において、報酬決定方針を改定するとともに、指名・報酬委員会規程を改定しその委員長を独立社外取締役へと変更いたしました。取締役の報酬制度については、引き続き、当社の業績拡大、企業価値増大に繋がる報酬制度を目指して、今後も外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえ、指名・報酬委員会及び取締役会において、報酬制度の見直しも選択肢の一つとして、継続的に検討してまいります。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第4号議案 固定報酬及び業績連動報酬の構成比及び業績連動報酬の算定方法を変更するための報酬決定の件

### 1. 議案の要領

本議案は、取締役に対して支給する固定報酬及び業績連動報酬の総額の上限は現在の600百万円から変更することなく、固定報酬の総額の上限を現在の300百万円から150百万円に、業績連動報酬の総額の上限を現在の300百万円から450百万円に、それぞれ変更すること及び業績連動報酬の金額の算定基準を、現在の各年度における営業利益の金額×0.5%から、自己資本利益率（以下「ROE」という。）の対前年差×25億円に変更することを求めるものである。現行の取締役に対する報酬制度及び変更後の取締役に対する報酬制度は以下のとおりとする。当社の取締役に対する報酬に関する事項であって、以下に定めのない事項は、現行の報酬制度及び本総会で決議された他の議案の規定に従う。

#### (現行の取締役に対する報酬制度)

取締役に対して支給する固定報酬の総額の上限は年額300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする。業務執行取締役に対して支給する業績連動報酬については、業務執行取締役の報酬総額の上限を年額300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、業務執行取締役に対する業績連動報酬の支給額の算定方法は以下のとおりとする。

連結営業利益×0.5%×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計

- ・ただし、連結営業利益に0.5%を乗じた金額が300百万円を超える場合は、300百万円を限度とする。
- ・各取締役のポイントは、代表取締役社長については44ポイント、代表取締役社長以外の業務執行取締役については1名につき9ポイントとする。
- ・取締役のポイント合計が80ポイントを下回る場合は、80ポイント(固定)とする。

#### (変更後の取締役に対する報酬制度)

取締役に対して支給する固定報酬の総額の上限は年額150百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする。業務執行取締役に対して支給する業績連動報酬については、業務執行取締役の報酬総額の上限を年額450百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、業務執行取締役に対する業績連動報酬の支給額の算定方法は以下のとおりとする。

(評価年度のROE－評価前年度のROE) × 25億円

- ・上記の算定の結果が0円未満となる場合、業務執行取締役に対する業績連動報酬の支給額は0円、450百万円を超える場合は450百万円とする。

- ・評価前年度のROEが10%未満である場合は、評価前年度のROEを10%として計算する。
- ・2025年12月期以後の各事業年度のROEを評価対象とする。
- ・各取締役に対する具体的な支給金額は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する。

## 2. 提案理由

### (固定報酬について)

2023年12月期に森下社長に対して当社が支給した固定報酬の金額は154百万円（当社の連結子会社から支給した28百万円を含まない。）業績連動報酬の金額は76百万円である。ゲーム業界最大手の任天堂株式会社（以下「任天堂」という。）でさえ、2024年3月期に代表取締役社長に支給した固定報酬の金額は78百万円に過ぎないほか、任天堂以外のゲーム業界大手の株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングや株式会社カプコンと比較しても、森下社長に対して支給された固定報酬の金額の高さは突出している。しかも、下記のとおり、長年にわたってヒット作を生み出せていないにもかかわらず、森下社長の固定報酬の金額はその間も段階的に引き上げられており、直近でも、2022年12月期の149百万円から2023年12月期の154百万円へと引き上げられているのである。当社の主力タイトルであるパズドラがリリースされた2012年12月期における、森下社長個人の固定報酬の金額は不明であるものの、社外取締役ではない各取締役に対する役員報酬及び使用人分給与の平均支給額は31百万円に過ぎなかったと考えられる。当社は役員報酬を引き上げることで、当社役員がゲーム開発に集中できる環境を提供しようとしたものと推測されるが、森下社長を含む当社役員がそのような環境で力を発揮することはなかった。当社経営陣は、パズドラ以降約13年にわたってヒット作を生み出せていない責任を自覚し、固定報酬をパズドラリリース以前と同程度の水準まで減額すること、そして、業績連動報酬の割合を引き上げることを通じて、ハングリー精神を取り戻すべきである。

### (業績連動報酬について)

現在、当社の業績連動報酬は「連結営業利益×0.5%」を基準として算定されていることに起因して、複数の問題が生じている。まず、当社が59%の議決権しか所有していないGravity Co., Ltd.（以下「Gravity」という。）の利益についても、業績連動報酬の計算上は全額が「連結営業利益」に該当することから、100%子会社と同様に扱われている。つまり、Gravityの営業利益を100%報酬に反映させる当社の業績連動報酬の計算方法は、実際にはGravityの営業利益のうち59%相当の利益しか得られない当社及び当社株主の利益と乖離しているのである。さらに、業績連動報酬は、「連結営業利益」を基準に算定されるため、以下のように、営業利益がほぼ横ばいで、かつ純利益が減少したにもかかわらず巨額の業績連動報酬が発生することとなっており、業績向上のインセンティブとして適切とはいいがたい。当社の業績

と森下社長の報酬の関係は以下のとおりである。

(2022年12月期／2023年12月期)

<業績>

営業利益 : 276/278億円

当期純利益 : 190/164億円

<当社が森下社長に支給した報酬(Gravityから支給した金額を除く)>

総額 : 200/312百万円

固定報酬等 : 149/154百万円

業績運動報酬 : 0 / 76百万円

報酬型SO : 51 / 82百万円

このように、2022年12月期と2023年12月期を比較すると、森下社長にとって、2023年3月に開催された第26期定時株主総会の決議を経て導入された業績運動報酬とは、業績の向上とは無関係に76百万円が追加で支給されたボーナスに過ぎないとすべきである。これらの問題を是正するために、業績運動報酬の算定基準をROEの増減に変更することを求める。また、評価前年度のROEが10%未満である場合はこれを10%として計算することにより、ROEが10%を下回る状態で増減したとしても業績運動報酬は発生しないこととなり、常にROEが10%を上回る状態を維持するインセンティブとして働くことが期待される。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

#### ア. 取締役報酬の決定プロセスについて

当社は、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客觀性を高め、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

当社は、報酬決定プロセスの透明性をより一層高めることを目的として、2025年2月14日付けで指名・報酬委員会規程を改定し指名・報酬委員会の委員長を独立社外取締役から選任することとしております。また、当社は、指名・報酬委員会の委員を、2025年2月14日付けで、独立社外取締役である宮川圭治氏及び田中晋氏並びに取締役経営管理本部長である吉田康二氏により構成されるものと変更し、指名・報酬委員会の委員長は、同日から、独立社外取締役である宮川圭治氏が務めております。

取締役の報酬水準等は、報酬決定方針に基づき、指名・報酬委員会が、取締役

等の報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申しております。具体的な取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定されております。

#### イ. 固定報酬及び業績連動報酬の構成比率について

当社は、固定報酬及び業績連動報酬の構成比率に関し、報酬決定方針に基づいて、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションの個人別の報酬等の額に対する割合については、一定の水準に固定することはせず、インセンティブとして効果的に機能し得る範囲を考慮して決定する、報酬等の割合に関する方針を定めております。また、当社の取締役の報酬限度額は、固定報酬及び業績連動報酬、それぞれについて年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、株主総会において決議いただいております。

なお、固定報酬及び業績連動報酬の構成比率については、外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえ、全体の報酬水準及び報酬の種類ごとの比率等を分析・検討して決定しております。

上記のとおり、当社の固定報酬及び業績連動報酬の構成比率の決定において、適正かつ透明性が確保されており、現時点では、その構成比率は適切であると考えております。

#### ウ. 業績連動報酬の算定方法の変更について

当社は、業務執行取締役に対する業績連動報酬を、業務執行取締役の業績向上に対するインセンティブを一層高めるという目的で導入しております。当社は、連結営業利益を指標とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位に応じたポイントをもとに、株主総会において定めた算式により算出した業績連動報酬額を支給しており、業績連動報酬の報酬限度額及び算定方法については、2023年3月30日開催の第26期定時株主総会において決議いただいております。

なお、当社が業績連動報酬の支給額の算定方法に連結営業利益を用いているのは、営業利益が当社の主力事業であるゲーム事業の収益力や成長性を評価するにあたって重要視される指標であるためです。また、当社は、連結営業利益を基準とした業績連動報酬を定めることが、業務執行取締役における株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大、企業価値増大に対する意欲及び士気を一層高めると考えております。

一方、本株主提案に基づく業績連動報酬の報酬限度額及び算定方法を導入した場合、業績連動報酬の金額が著しく高額になる可能性が高く、業績連動報酬の割合が過度なものとなります。そのため、本株主提案は、インセンティブとして効果的に機能し得る範囲を超えて、固定報酬及び業績連動報酬のバランスを欠くこ

ととなり、当社の報酬決定方針から大きく乖離いたします。また、不安定な報酬制度に対する嫌悪感から、当社の業績拡大、企業価値増大に資する有能な人材の確保が妨げられる可能性が高いと考えております。

さらに、当社の属するゲーム業界においては、市場競争環境が厳しさを増す中にあって、ゲーム開発のための先行投資が必要である一方で、そのゲームがヒットするかどうかは不確実であり、業績が急速に悪化する可能性が否定できないという業界特有の特性があります。当社の財務戦略もかかる業界特性から無縁ではいられず、有利子負債の大規模な活用には一定の限界と経営的躊躇が存する一方、安定的な財務基盤を維持することが、中長期的視点に立ったゲームの企画開発並びにこれを通じた中長期的な企業価値の向上に不可欠です。

したがって、自己資本の絶対額や水準により大きく影響を受け得るROEに過度に傾斜した業績連動報酬を設計することは適切でないと考えております。加えて、当社の属するゲーム業界においては新しいトレンドや技術等に対応するために、一定のリスクを負った上で、機動的かつ柔軟な投資や支出が求められる場合もあります。当社としても、ROEは経営上重要な指標と考えており、業務執行取締役に対してROE向上のための動機付けをすることの重要性自体は否定するものではありません。

しかし、上述の理由により、本株主提案のようにROEに過度に傾斜した業績連動報酬を設計することは、当社の経営の実態に即しておらず、適切ではない可能性が否定できないと考えております。

## エ. 結論

以上のとおり、当社の固定報酬及び業績連動報酬の構成比率及び業績連動報酬の算定方法に関する決定手続は適正かつ透明性が確保されており、その内容は適切です。

本議案に関しては、役員報酬に関する議案であることから、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会においてもその内容を検討しました。まず、現行の固定報酬及び業績連動報酬の構成比率については、外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえ、決定した比率であることから、変更する必要はない旨の意見を指名・報酬委員会の全会一致で決議しております。また、業績連動報酬の算定方法については、連結営業利益を基準とした業績連動報酬を定めることが、業務執行取締役における株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大、企業価値増大に対する意欲及び士気を一層高めると考えられること、本株主提案は、業務執行取締役に対して過度にROEを重視した経営を動機づけることとなり、かえって企業価値の維持・向上を妨げるおそれが否定できないことなどから、変更する必要はない旨の意見を指名・報酬委員会の全会一致で決議しております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、取締役の報酬制度については、当社の業績拡大、企業価値増大に繋がる報酬制度を目指して、今後も外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえ、指名・報酬委員会及び取締役会において、固定報酬及び業績連動報酬の最適な構成比率の見直しも選択肢の一つとして、継続的に検討してまいります。

## 第5号議案 業務執行取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の廃止及び長期インセンティブ株式報酬付与のための報酬決定の件

### 1. 議案の要領

#### (1) 本議案の概要

本議案は、2021年3月30日開催の第24期定時株主総会において決議された株式報酬型ストック・オプション（以下「報酬型SO」という。）を廃止する代わりに、業務執行取締役に対して、当社株式の2024年12月期末から2029年12月期末までの5年間の対TOPIX株主総利回り超過値に応じて、5年後に最大で100億円（年額20億円）、発行済株式数の0.9%に相当する750,000株（年間で発行済株式数の0.18%に相当する150,000株）を支給する株式報酬を付与することを求めるものである（以下、報酬型SOに替えて新設する「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のための報酬等を支給する制度を「本制度」という。）。

#### (2) 本制度の目的

現行の報酬型SO制度を廃止するとともに、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対して、「グローバルで競争していく『世界一のエンターテインメント企業』へ」という当社の掲げる成長戦略に合致した報酬を導入すること、そしてリスクの高いゲーム事業に投資する株主とリスク及びリターンを共有することを目的として、新たに「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のための報酬等を支給する。

#### (3) 本制度の内容

本制度において対象取締役に対して「株価条件型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の報酬制度（報酬型SOを除く）及び本総会で決議された他の議案とは別枠にて、年額20億円（ただし、後記（ウ）に定める株価評価期間の早期終了事由が発生した場合は、「年額20億円」を「総額100億円」に読み替える。）以内とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間150,000株（ただし、後記（ウ）に定める株価評価期間の早期終了事由が発生した場合は、「年間150,000株」を「合計750,000株」に読み替える。）以内とする。なお、本議案によって取締役に付与される株式の総数は、最大でも発行済株式総数の1.0%未満である。また、本株主提案がなされた日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。なお、その1株

当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定する。

### 「株価条件型譲渡制限付株式」の概要

「株価条件型譲渡制限付株式」は、対象取締役に対して、2025年12月31日で終了する事業年度から2029年12月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「株価評価期間」という。）における、後記（ア）に定める株価指標に係る目標（以下「株価目標」という。）の達成度に応じて、株価評価期間の終了後に、「株価条件型譲渡制限付株式」を付与するために、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることで、対象取締役に、当社が発行又は処分する当社の普通株式である。対象取締役は当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間、「株価条件型譲渡制限付株式」について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額の算定方法や、対象取締役に対する当社の普通株式の割当条件等は、以下のとおりである。なお、当該金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当では、上記の現物出資に同意していることに加え指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する、無償取得事由等の定め及びその他の事項を含む契約を締結することを条件とする。

#### （ア）金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に対して支給する「株価条件型譲渡制限付株式」を付与するための金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に株価評価期間終了後に開催される当該割当てのための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、予め取締役会において役位毎に定めた株式数に、以下のとおり算定される株価目標の達成度に応じた割合を乗じて算定した数とする。

- ① 当社の対TOPIX株主総利回り超過値が0以下の場合：0円
- ② 当社の対TOPIX株主総利回り超過値が0を超える場合：  
(当社の対TOPIX株主総利回り超過値+1)の3乗×1億円-1億円

（注）「当社の対TOPIX株主総利回り超過値」とは、2024年12月期の最終営業日を基準として算定された2029年12月期の最終営業日の当社の株主総利回りから同期間のTOPIXの株主総利回りを減じた値。ただし、株主総利回りの計算に含める配当金の金額は、2029年12月期の最終営業日までの間に実際に支払いが行われた配当金の金額に限る。

また、後記（ウ）に定める株価評価期間の早期終了事由が発生した場合、「2029年12月期の最終営業日」とあるのは、「株価評価期間が早期終了された日の翌営業日」に読み替える。

(イ) 対象取締役に対する当社の普通株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、株価評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

一. 対象取締役が、株価評価期間中、6カ月以上継続して当社の取締役の地位にあったこと

二. 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、株価評価期間中に対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により対象取締役の地位を退任した場合には、退任した者（死亡による退任の場合にはその承継者）に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。

(ウ) 株価評価期間の早期終了時における取扱い

上記にかかわらず、株価評価期間中に、次の各号いずれかの事由が生じた場合、当社の取締役会の決議により、合理的に調整した数の当社の普通株式を、対象取締役に対して割り当てる。

一. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合

二. 東京証券取引所における当社の普通株式の終値を用いて、2024年12月末を基準として算定された当社の対TOPIX株主総利回り超過値が、10営業日以上連続して366%を超えた場合

## 2. 提案理由

### (報酬型S0の廃止)

当社の報酬型S0制度は、「中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上に対する意欲及び士気を従来以上に向上させること」を目的として、2015年3月に導入され一部改定を経て現在に至る。しかし、導入から約10年が経過したが、営業利益は導入直前の2014年12月期の942億円から2023年12月期の278億円まで減少した。さらに、株価は導入した2015年3月末から2024年12月末にかけて、4,700円から3,334円まで下落しており、報酬型S0制度の導入以降、中長期的に当社の業績は低迷し企業価値は毀損されてきた。このように、当社の業績及び株価に照らし、報酬型S0制度が当初想定していた導入目的を達成できていないことは明らかため、直ちに廃止すべきである。

## (長期インセンティブ株式報酬の付与)

報酬型S0制度に代わる当社の中長期的な株主価値向上を実現するインセンティブとして、5年間の対TOPIX株主総利回り超過値と連動した株式報酬制度の導入を求める。当社は、パズドラのリリース以降、既に約13年間にわたってヒット作を生み出せていないが、本提案は、ここからさらに5年間の猶予期間を設け、2029年末までにヒット作を生み出すことを求めるものである。当社経営陣は、中長期的に株主の期待を裏切り続けたことを自覚し、5年という明確な期限の中で真剣に成果を出すことを追及するべきである。なお、上述のとおり、当社の経営状況を踏まえると明確な期限を設定することが当社の株主価値向上に寄与すると考えられる一方で、単に期限内に利益を捻出しさえすればよいとのインセンティブを付与するのでは、完成度の低いゲームソフトのリリース等につながり、当社の中長期的な株主価値向上を妨げるおそれがある。そこで、提案株主は、5年という明確な評価期限を設定したうえで、その評価尺度としては株主総利回りを用いた株式報酬制度の導入を求める。評価尺度として株主総利回りを用いたのは、株主総利回りは株価に大きく影響を受ける指標であり、株価は当社の5年後の状態とそれより先の中長期的な当社の将来に対する期待、その両方に対する市場の評価を反映した指標であるため、当社の株主価値向上に対するインセンティブとして適切に機能することが期待できるからである。なお、株価評価期間については早期終了事由を設けており、パズドラに匹敵するヒット作が今後5年以内に生まれる等の理由によって、株主価値を飛躍的に向上させた場合は、5年の経過を待たずして長期インセンティブ株式報酬を早期に付与することができる建付けとしている。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

#### ア. 取締役報酬の決定プロセスについて

当社は、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を高め、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。

当社は、報酬決定プロセスの透明性をより一層高めることを目的として、2025年2月14日付けで指名・報酬委員会規程を改定し指名・報酬委員会の委員長を独立社外取締役から選任することとしております。また、当社は、指名・報酬委員会の委員を、2025年2月14日付けで、独立社外取締役である宮川圭治氏及び田中晋氏並びに取締役経営管理本部長である吉田康二氏により構成されるものと変更し、指名・報酬委員会の委員長は、同日から、独立社外取締役である宮川圭治氏が務めております。

取締役の報酬水準等は、報酬決定方針に基づき、指名・報酬委員会が、取締役等の報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申しております。具体的な取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定されております。

#### イ. 取締役に対する非金銭報酬のあり方について

当社は、株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大、企業価値増大に対する意欲及び士気を從来以上に向上させるという観点から、業務執行取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを付与しております。株式報酬型ストック・オプションの公正価値の算定にあたっては付与時点の株価が考慮され、その個別の取締役に付与する個数は、固定報酬と同様、個別の取締役の役位や職責等を考慮して決定しております。なお、株式報酬型ストック・オプションの内容については、外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえて、検討の上、決定したものです。

ア. に記載のとおり、当社の株式報酬型ストック・オプションに関し、その決定手続は適正かつ透明性が確保されており、その報酬水準及び算定方法も適切です。

#### ウ. 本株主提案の報酬制度の問題点

提案株主様は、本株主提案において、当社の株式報酬型ストック・オプションを廃止して、5年間の対TOPIX株主総利回り超過値と連動した株式報酬制度を導入することを提案しています。

本株主提案の報酬制度では、報酬の支給時期が原則として5年後の2029年12月期末となり、この制度の下では、日々の経営努力に関するインセンティブが適切なタイミングで付与されず、長期にわたって取締役の報酬額が確定しない不安定な状態を生み出すこととなり適切ではないと考えられます。また、本株主提案の報酬制度が導入された場合、一般的なインセンティブ報酬のストック・オプションや譲渡制限付株式とは異なり、原則として5年後の2029年12月期末までの評価期間終了後に初めて一括して報酬が支給されます。この場合、当社の業績拡大に貢献したものの当該期間内で何らかの事情により退任せざるを得なかった取締役が適切な報酬を受け取れないことや、後日の株主総会決議で報酬制度が変更されたときに報酬が受け取れなくなることが想定されることから、本株主提案はインセンティブとして適切かつ十分な制度であるとは言えません。

さらに、2026年度以降に新たに就任する取締役にも、当該取締役の就任以前の当社の業績が株式報酬制度に反映されるため、当該取締役にとっては日々の経営努力に対するインセンティブといった側面が薄れた株式報酬制度となってしまい、株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大、企業価値増大に対する意

欲及び士気というインセンティブ報酬の目的から乖離してしまいます。一方で、仮に、株式報酬を付与するまでの今後5年間において当社の業績が低迷した場合、取締役の就任以前の当社の業績が当該取締役のインセンティブ報酬に反映されてしまうことから、当社にとって必要な有能な人材が当社への参画を忌避する事態が生じ得ます。

## 二. 結論

本議案に関しては、役員報酬に関する議案であることから、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会においてもその内容を検討しました。その結果、本総会においては業務執行取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の廃止及び長期インセンティブ株式報酬付与のための報酬決定を行う必要のない旨の意見を指名・報酬委員会の全会一致で決議しております。

なお、取締役の報酬制度については当社の業績拡大、企業価値増大に繋がる報酬制度となるよう、今後も外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえ、指名・報酬委員会において継続的に検討に努めてまいりたいと考えております。具体的には、当社は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大、企業価値増大に対する意欲及び士気を従来以上に向上させる観点から、現在の株式報酬型ストック・オプションの内容の見直し・廃止を含めて、取締役のインセンティブに係わる報酬制度を改めて検討いたします。

加えて、当該報酬制度については、2025年度中にその内容等を固められるよう銳意、検討を進めております。取締役のインセンティブに関する新報酬制度の内容等が決定しましたら、適時適切に開示させていただきます。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第6号議案 剰余金処分の件

### 1. 議案の要領

#### (1)配当財産の種類

金銭

#### (2)配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

318円から、第28期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した  
剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款41条に  
基づいて第28期定時株主総会の開催日までに2024年12月期末の剰余金の処分（処  
分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金  
額（以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて  
配当する。なお、配当総額は、当社の第28期定時株主総会の議決権の基準日現在  
の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3)剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第28期定時株主総会の開催日の翌日

#### (4)配当金支払開始日

2025年4月18日

なお、本議案は、第28期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立か  
つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 提案理由

本議案では、2023年12月期末現在の当社単体の現預金残高889億円の20%相当額を  
5年間にわたって継続的に配当することを求めている。元来、ゲーム開発は高いリ  
スクを伴う事業であるため、ゲーム会社が一定の現預金を保持してリスクに備える  
ことは首肯できないわけではない。そして、株主もまたゲーム会社のリスクを覚悟  
したうえで、投資リターンにつながるようなヒット作を生み出すことを期待して投  
資している。そのため、ゲーム会社が一定の現預金を保持していたとしても、その  
資金はリスクに対するバッファーであると同時に次のヒット作の源泉であると考え  
るのが、ゲーム会社と株主の間における一般的な共通認識である。しかし、当社は  
パズドラのリリース以降、これまで約13年間の期間と、推定1,000億円以上の資金を  
新作のリリースのために投下（注）し、時には「ディズニー」や「妖怪ウォッチ」  
といった有力IPの力も借りながら20タイトル以上をリリースしたにもかかわらず、  
次なるヒット作を生み出せていない。つまり、長期間にわたって次のヒット作を生  
み出せていない当社の現預金については、次のヒット作の源泉であると期待できな  
い状況にある。実際に当社の2024年12月末の時価総額1,861億円に対して、当社の  
2024年9月期末のネットキャッシュは1,401億円に達しており、当社に対する株主の  
評価の大部分は、次なるヒット作への期待ではなく、現在保有している現預金の残  
高に着目したものになっていると考えられる。そのうえで、当社は今後さらに10年

以上、つまり合わせて四半世紀にわたって、収益の柱となるようなヒット作を生まざとも何ら問題が無い程度の現預金を有している。これは、ゲームソフトより試行回数が少ないゲームハードの世界においても、ヒット製品の発売間隔が最長で16年（任天堂が1990年にスーパーファミコンを発売してから2006年にWiiを発売するまでの期間）であることからも明らかなように、過剰な現預金の水準であると評価する他ない。つまり、当社の現預金の水準はリスクに対するバッファーとして過剰な水準にある。そこで提案株主は、当社がヒット作を生み出せなければ現預金が徐々に減少していく状態を作り出し、何ら緊張感のない現状を抜本的に改革することを求める。当社は、多額の現預金があり安心してゲーム開発に集中できる環境であったにもかかわらず、一般的なゲーム会社と異なり成果を出せなかつたうえ、経営者の報酬だけは引き上げ続けたのであり、その結果、株主の信頼を失いつつあることを自覚すべきである。

（注）新作のリリースのために投下した費用は、2013年12月期以降の当社単体の販売費及び一般管理費のうち、人件費の20%、広告宣伝費の50%、業務委託費の100%並びにその他費用の50%及び減損損失の100%を合算して推定した。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

当社は、2025年2月14日付けの「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを重要な経営課題の一つとして認識しており、株主還元の実施に際しては、利益水準やその見通しに応じた安定的な配当に加えて、機動的な自己株式取得を組み合わせることを基本方針としております。当該基本方針にしたがい、株主の皆様への具体的な還元総額の決定にあたっては、当社の企業価値の長期的な向上を図りつつ、経営環境、業績、財務の健全性、成長投資を総合的に勘案しております。特に、当社の属するゲーム業界においては、市場競争環境が厳しさを増す中にあって、ゲーム制作のための先行投資が必要である一方、そのゲームがヒットするかどうかは不確実であり、業績が急速に悪化する可能性があることや可能な人材を確保することがゲーム制作において不可欠な要素であるため、安定的な財務基盤を維持する必要があります。当社は、当該業界特有の特性も踏まえて、株主の皆様への具体的な配当額や総還元性向を決定しております。

当社は、2025年2月14日付けの取締役会において、当社の配当に關し、連結配当性向30%以上とし、当該配当性向を安定的かつ継続的に実施することを基本方針として決議いたしました。そして、当社は、2025年2月14日付けの「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、連結配当性向30%以上の配当方針に従い、当社普通株式1株につき金60円の配当を実施

する予定であり、また、2024年3月13日付けの「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」及び2024年6月24日付けの「自己株式の取得状況及び取得終了並びに自己株式の消却に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、総計4,094,500株の当社普通株式の自己株式の取得（取得価額の総額9,862,026,000円）と合わせて、2024年度における連結配当性向約32.8%、総還元性向約118.3%を実現いたします。

また、自己株式取得については、2025年2月14日付けの「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2025年度以降も継続的かつ機動的に実施していく予定です。

本株主提案は、1株当たり318円、配当総額にして17,750,786,712円の剩余金配当の実施を要求するものであり、この金額の剩余金配当を行った場合、当社の連結配当性向は約174.1%（単体配当性向は約360.1%）となります。

また、本株主提案の提案理由では、提案株主様が、当社の2023年12月期末現在の当社単体の現預金残高889億円（以下「2023年期末現預金額」といいます。）を毎年20%ずつ5年にわたって継続的に配当することを求めることが記載されており、提案株主様の狙いが、最終的に、2023年期末現預金額の全額を株主還元に回し、当社が保有する現預金を著しく減少させることにあることは明らかです。

当社の主力事業であるスマートフォンゲーム、PCオンラインゲーム及びコンシューマーゲーム事業の特性を踏まえると、連結配当性向約174.1%に及ぶ配当の提案は、会社の財務基盤に与える悪影響が大きく、また、提案株主様が翌年以降も同様の株主提案を繰り返す意向を示していることからすれば、本株主提案は、当社の中長期的な企業価値の成長を妨げるものであり、当社の企業価値の成長を無視した短期利益の実現狙いの提案に他ならないと考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 剰余金の配当の決定機関に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款の第41条を以下のとおり変更する。

#### 現行定款

(剰余金の配当等)

第41条 当会社は、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項第2号乃至第4号に掲げる事項を定めることができる。

2.～4. (略)

#### 変更案 (下線は変更部分を示す)

(剰余金の配当等)

第41条 当会社は、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項第2号乃至第4号に掲げる事項を定めることができる。ただし、会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を取締役会において定めることができるのは、本定款に定められた期間内に定時株主総会を招集することができないと客観的かつ合理的に見込まれる場合に限る。

2.～4. (略)

### 2. 提案理由

本議案では、期末配当の金額について、原則として取締役会ではなく株主総会で決議することを求めていた。前述のとおり、当社は四半世紀にわたってヒット作を生まずとも問題ない過剰な現預金を有している。過剰な現預金を有することとなつた要因のひとつに、配当政策に対する株主の意見が可視化されてこなかったことが挙げられる。当社は「業績に見合った利益還元を行うことを基本方針」としながらも、実態として10年以上にわたって、普通配当の金額を1株当たり30円に固定し、配当性向は15%未満にとどまっている。また、毎期自己株式の取得を行いながら普通配当の金額を固定しているため、配当総額は年々減少している。当社が過剰な現預金を有することも加味すれば、当社の硬直的な配当政策が株主の立場に立って真摯に検討された結果であるとは考えられない。そこで、提案株主は、定款を変更し、期末配当の金額について、原則として株主総会の決議を経るものとすることで、議決権行使を通じて当社の配当政策に対する株主の意見を可視化することを求める。そして、当社が株主の意見を踏まえて配当政策を改善していくことを求める。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

当社は、2025年2月14日付けの「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを重要な経営課題の一つとして認識しており、株主還元の実施に際しては、利益水準やその見通しに応じた安定的な配当に加えて、機動的な自己株式取得を組み合わせることを基本方針としております。当該基本方針にしたがい、株主の皆様への具体的な還元総額の決定にあたっては、当社の企業価値の長期的な向上を図りつつ、経営環境、業績、財務の健全性、成長投資を総合的に勘案しております。特に、当社の属するゲーム業界においては、市場競争環境が厳しさを増す中にあって、ゲーム制作のための先行投資が必要である一方、そのゲームがヒットするかどうかは不確実であり、業績が急速に悪化する可能性があることや可能な人材を確保することがゲーム制作において不可欠な要素であるため、安定的な財務基盤を維持する必要があります。当社は、当該業界特有の特性も踏まえて、株主の皆様への具体的な配当額や総還元性向を決定しております。

当社は、2025年2月14日付けの取締役会において、当社の配当に関し、連結配当性向30%以上とし、当該配当性向を安定的かつ継続的に実施することを基本方針として決議いたしました。そして、当社は、2025年2月14日付けの「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、連結配当性向30%以上の配当方針に従い、当社普通株式1株につき金60円の配当を実施する予定であり、また、2024年3月13日付けの「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」及び2024年6月24日付けの「自己株式の取得状況及び取得終了並びに自己株式の消却に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、総計4,094,500株の当社普通株式の自己株式の取得（取得価額の総額9,862,026,000円）と合わせて、2024年度における連結配当性向約32.8%、総還元性向約118.3%を実現いたします。また、自己株式取得については、2025年2月14日付けの「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2025年度以降も継続的かつ機動的に実施していく予定です。

当社の定款第41条1項は、「当会社は、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項第2号乃至第4号に掲げる事項を定めることができる。」と規定しており、剰余金の配当に関する決議事項について、株主総会、取締役会いずれにおいても定めることができます。一方で、本株主提案は、定時株主総会をその基準日から3か月以内に開催できないような緊急事態以外には、剰余金の配当に関する決議を取締役会決議で行うことを認めないとする定款変更議案です。当社の主力事業であるスマートフォンゲーム、PCオンラインゲーム及びコンシューマゲーム事業においてはゲーム制作のための先行投資が必要である一方で、そのゲ

ームがヒットするかどうかは不確実であり、業績が急速に悪化する可能性があるという業界特性があります。当該業界特性を踏まえると、取締役会において、中長期的な経営方針に基づき、足元の業績や設備投資状況等を勘案しながら剰余金の配当額等を柔軟に決定することが合理的です。それにもかかわらず、本株主提案による定款変更が承認された場合、定時株主総会をその基準日から3か月以内に開催できないような緊急事態以外には、取締役会決議による剰余金の配当を実施できなくなり、柔軟な剰余金の配当をかえって困難にし、株主還元を阻害すると考えられます。また、当社としては、剰余金の配当については、経営判断事項として取締役会として機動的かつ柔軟に判断して実行できることが、株主の利益に資するとともに、会社の中長期的な企業価値の向上に貢献すると考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第8号議案 自己株式の消却に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第7章 自己株式の消却

##### (自己株式の消却)

第43条 当会社は、株主総会の決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

### 2. 提案理由

当社は2024年9月末現在約2,732万株もの自己株式を保有しており、これは発行済株式総数の32.8%に相当する。一般的に、M&A取引等の際にその対価として使用することを想定して自己株式を保有する場合はあるが、当社は豊富な現預金を有しており、自己株式をM&A取引等の対価として用いる必要性は乏しいうえ、当社経営陣は約13年にわたり当社の資産を浪費し続けており、当社は、当社の資産を活用できる他社に買収される立場であって、他社を買収する立場ではない。一方で、当社が自己株式を大量に保有し続けているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株式の希薄化が行われ得るということを意味している。従って、自己株式の消却は、当社の株主価値の向上に資するものと考えらえるが、それにもかかわらず、当社は、これまで自己株式消却を行ってこなかった。そこで、自己株式の消却を株主総会の決議により行えるようにするとともに、自己株式の消却を行うべきである。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社は、自己株式の消却は、中長期的な経営戦略に基づき当社において検討している資本政策との整合性、経営環境の変化や株主利益の観点等を総合的に勘案しつつ、将来的な資金調達、M&A、株式報酬への活用といった資本政策への自己株式の活用等も踏まえた経営判断の下で、取締役会において柔軟かつ機動的に決定されるべき事項と考えております。また、当社は、自己株式の消却については、会社法の定めのとおり、取締役会で決議することが、当社の経営戦略の観点や株主様の利益の観点からも適切であると考えております。

本株主提案は、自己株式の消却を株主総会での決議事項にする定款変更議案であり、本株主提案及び提案株主様が併せて提案している「自己株式の消却の件」が承認された場合、当社の自己株式が全て消却され、中長期的な経営戦略に基づき検討している当社の資本政策への自己株式の活用が出来なくなることから、当社の取締役会の経営判断の選択の幅を制限することとなり、却って株主様の利益に資さない

と考えられます。

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、2024年5月9日開催の取締役会決議に基づき、同年6月28日付けで自己株式409万4,500株を消却しており、必要性・時期に応じて、自己株式の消却を実施しております。

また、当社は、2025年2月14日付けの「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2025年度において、1,400万株（消却前発行済株式総数に対する割合は、16.83%）を目途に自己株式を消却することを予定しており、自己株式の消却及び自己株式の活用については、当社の経営戦略の観点や株主様の利益の観点から引き続き取締役会で検討を行ってまいります。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第9号議案　自己株式の消却の件

### 1. 議案の要領

第8号議案が承認可決されることを条件として、当社が保有する全ての自己株式を消却する。

### 2. 提案理由

第8号議案の理由のとおり、自己株式の消却は当社の株主価値の向上に資するものであるため、第8号議案の提案にかかる定款変更が可決された場合に、当社の保有するすべての自己株式を消却することを提案するものである。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

本株主提案は、「自己株式の消却に係る定款変更の件」が承認可決されることを条件として、当社の自己株式の全てを消却することを内容とするものです。

「自己株式の消却に係る定款変更の件」に対する当社取締役会の意見のとおり、当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、2024年5月9日開催の取締役会決議に基づき、同年6月28日付けで自己株式409万4,500株を消却しており、必要性・時期に応じて、自己株式の消却を実施しております。

また、当社は、2025年2月14日付けの「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2025年度において、1,400万株（消却前発行済株式総数に対する割合は、16.83%）を目途に自己株式を消却することを予定しており、中長期的な経営戦略に基づき当社において検討している資本政策との整合性、経営環境の変化や株主利益の観点等から、現時点において、当社の自己株式の全てを消却することは不要と考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

事 業 報 告

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境については、物価高騰や為替相場の変動、不安定な国際情勢などにより、依然として先行き不透明な状況が継続しました。ゲーム市場においては、国内のモバイルゲーム市場が依然として一定規模を維持しているものの、スマートフォンユーザーの余暇の使い方は、動画コンテンツの視聴をはじめとする多様化が進んでいます。

このような状況の中、当社では引き続きグローバル配信を見据えたゲーム開発に注力するとともに、既存タイトルの価値最大化を図るため各ゲームのMAU (Monthly Active User: 月に1回以上ゲームにログインしている利用者) の維持・拡大やゲームブランドの強化に取り組んでまいりました。

「パズル＆ドラゴンズ」(以下「パズドラ」) に関しては、引き続きより多くの皆さまに長期的にお楽しみいただくことを主眼に、新要素の追加をはじめとするアップデートとともに、大感謝祭や他社有名キャラクターとのコラボレーションを含むイベントの開催等の取り組みを継続してまいりました。

また、2024年12月1日でサービス開始22周年をむかえたPCオンラインゲーム「ラグナロクオンライン」をはじめとするラグナロクシリーズの最新作として、スマートフォン向けMMORPG「ラグナロクX」の日本国内配信を2024年11月20日に開始しました。

子会社の事業において、Gravity Co., Ltd. 及びその連結子会社が配信しているRagnarok関連タイトルは、新作タイトルのリリースや既存タイトルのアップデート及びイベントの開催を継続的に実施することで、引き続き堅調に推移しました。2024年10月31日には東南アジア地域で「The Ragnarok」、台湾・香港・マカオ地域で「Ragnarok:Rebirth」の配信をそれぞれ開始し好調な売上を記録、連結業績にも寄与しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は103,600百万円（前連結会計年度比17.3%減）、営業利益17,491百万円（前連結会計年度比37.3%減）、経常利益20,013百万円（前連結会計年度比31.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益11,171百万円（前連結会計年度比32.0%減）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額6,447百万円の設備投資を行いました。その主なものは、ゲーム開発に係る支出として5,652百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、重要な資金調達はありません。

④ 他の会社の株式その他持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 連結

(単位：百万円)

| 区分              | 第25期<br>自2021年1月1日<br>至2021年12月31日 | 第26期<br>自2022年1月1日<br>至2022年12月31日 | 第27期<br>自2023年1月1日<br>至2023年12月31日 | 第28期<br>自2024年1月1日<br>至2024年12月31日 |
|-----------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売上高             | 104,626                            | 105,505                            | 125,315                            | 103,600                            |
| 営業利益            | 32,802                             | 27,649                             | 27,880                             | 17,491                             |
| 経常利益            | 33,629                             | 28,985                             | 29,308                             | 20,013                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 22,883                             | 19,022                             | 16,433                             | 11,171                             |
| 1株当たり当期純利益      | 341円44銭                            | 305円61銭                            | 272円65銭                            | 182円67銭                            |
| 総資産             | 134,930                            | 152,210                            | 168,045                            | 175,464                            |
| 純資産             | 118,672                            | 132,834                            | 149,495                            | 153,535                            |
| 1株当たり純資産額       | 1,681円71銭                          | 1,894円36銭                          | 2,127円98銭                          | 2,280円75銭                          |

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 個別

(単位：百万円)

| 区分         | 第25期<br>自2021年1月1日<br>至2021年12月31日 | 第26期<br>自2022年1月1日<br>至2022年12月31日 | 第27期<br>自2023年1月1日<br>至2023年12月31日 | 第28期<br>自2024年1月1日<br>至2024年12月31日 |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売上高        | 66,642                             | 58,986                             | 48,128                             | 49,731                             |
| 営業利益       | 23,258                             | 16,995                             | 10,499                             | 7,731                              |
| 経常利益       | 23,764                             | 17,797                             | 11,139                             | 7,831                              |
| 当期純利益      | 18,529                             | 9,144                              | 7,494                              | 5,400                              |
| 1株当たり当期純利益 | 276円47銭                            | 146円92銭                            | 124円34銭                            | 88円31銭                             |
| 総資産        | 107,091                            | 105,314                            | 105,370                            | 102,666                            |
| 純資産        | 99,005                             | 98,388                             | 99,194                             | 93,137                             |
| 1株当たり純資産額  | 1,534円56銭                          | 1,571円35銭                          | 1,634円31銭                          | 1,642円30銭                          |

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名   | 資本金         | 当社の議決権比率             | 主な事業内容   |
|---|-------------|----------------------|--|
| 株式会社ゲームアーツ  | 78百万円       | 100.00%              | PCオンラインゲーム、コンシューマゲームの企画・開発・販売                          |
| Gravity Co.,Ltd.                                  | 3,474百万ウォン  | 59.31%               |  |
| Gravity Interactive, Inc.                         | 10,540千米ドル  | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| Gravity Communications Co.,Ltd.                   | 155百万台湾ドル   | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| Gravity NeoCyon, Inc.                             | 6,990百万ウォン  | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| PT Gravity Game Link                              | 43,221百万ルピア | 70.00%<br>(70.00%)   |  |
| Gravity Game Tech Co.,Ltd.                        | 188百万タイバーツ  | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| グラビティゲームアライズ株式会社                                  | 100百万円      | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| Gravity Game Hub PTE.,Ltd.                        | 6百万シンガポールドル | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| Gravity Game Vision Limited                       | 3百万香港ドル     | 100.00%<br>(100.00%) |  |
| GungHo Online Entertainment America, Inc.         | 300千米ドル     | 100.00%              | スマートフォンゲーム、コンシューマゲームの企画・開発・運営・配信・販売                    |
| スーパートリック・ゲームズ株式会社                                 | 50百万円       | 100.00%              | コンシューマゲームの企画・開発  |
| GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd. | 55,491千米ドル  | 100.00%              | 持株会社   |
| スクワッドスターズ株式会社                                     | 10百万円       | 100.00%              | コンシューマゲームの企画・開発  |
| 株式会社エイリム  | 100百万円      | 100.00%              | デジタルコンテンツ配信サービスの企画・開発・制作・販売および保守、デジタルコンテンツの企画・制作・加工・販売 |

(注) 1. 当社の議決権比率の( )内は間接所有割合を内数で示しております。

2. 株式会社エイリムについては、2024年12月に当社が株式の100%を取得し子会社化したため、連結範囲に含めております。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは常に変化し続けるゲーム産業の経営環境を早期かつ的確に把握し、優先的に対処すべき重要課題を定め、それに適合した経営戦略を推進しております。

##### ① 既存価値の最大化

当社グループでは、サービス開始から22周年を迎えた「ラグナロクオンライン」や、2025年2月に13周年を迎えたスマートフォン向けゲーム「パズドラ」をはじめ、ゲームブランドとして確立したコンテンツ資産を多角的に利用することを経営方針の一つとしております。

「パズドラ」シリーズにおいては、スマートフォン向けゲームのみならず、長期的展開を主眼にゲームのブランド力向上を目指し、家庭用ゲーム、アニメ、キャラクターグッズ、コミック、eスポーツイベントの開催等、多方面へ作品を開発し、ユーザーの皆様に様々な形でお楽しみいただいております。これらの展開のもと、ユーザーの嗜好や年齢層に合ったゲームの楽しみを提供することにより「ロイヤルカスタマー（生涯顧客）」となっていただき、ゲームブランドとしての長期的な発展を目指してまいります。

##### ② 新規価値創造への挑戦

今後も技術革新が進むことにより、将来的にはまた新たなゲーム市場が形成されることが予測されますが、オンラインゲーム市場は、これからも新規参入企業の増加や統合が予想され、競争環境はさらに厳しくなることが見込まれます。このような中、当社グループは、オンラインゲームで培った開発・運営ノウハウや経験、スマートフォン・家庭用ゲームでも評価の高い企画・開発力を最大限に活かし、「直感的」「革新的」「魅力的」「継続的」「演出的」という開発5原則を基に、様々なプラットフォームに向け新しい価値をお客様に提供してまいります。

##### ③ グローバル市場における成長

スマートフォン市場が世界規模で拡大し、通信環境を含めた技術が進歩する等、今後も広義のオンラインゲーム市場はさらに拡大していくことが予想されます。

当社グループでは、スマートフォンゲームのみならず、PCオンラインゲーム、家庭用ゲームについてもグローバル展開を図っております。また、配信先のプラットフォームにかかわらず、オンラインゲームは配信開始後も継続的なコンテンツの運営体制が必要となるため、グローバル展開に合わせた運営体制を構築し、質の高いゲームの提供・運営を行うことで、世界中のお客様に「ロイヤルカスタマー（生涯顧客）」となっていただけるよう努め、さらなる収益性向上を目指し

てまいります。

#### ④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、株主の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員の各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくため、企業価値の最大化に努めるとともに、健全性を確保していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。このような認識のもと、当社は様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

#### ⑤ 消費者の安全性の確保

当社グループが事業を展開するオンラインゲーム業界では、インターネット環境の向上に加え、スマートフォンの普及やゲーム専用機の進化により幅広い年齢層のユーザーがオンラインゲームを楽しむことができるようになっていることから、青少年を含む利用者の皆様が安全な環境で安心してオンラインゲームを利用できる環境を提供することが必要となっております。当社は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会等の業界団体に加盟し、消費者が不利益を被ることがないよう、業界各社と広く情報交換を行い、未整備課題への対処等を通じて、経済社会の発展に貢献してまいります。

#### ⑥ 開発を含む組織体制の強化

ゲーム市場は市場変化や技術革新が目まぐるしく進化を続けております。当社グループでは継続的な成長を目指し、機動的な事業の運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けた組織体制の強化を進めております。当社グループの収益源となるゲーム開発にあたっては、アーベル開発体制による柔軟な組織を形成し、必要に応じた人員配置を行い機動的な開発体制を構築しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 321,200,000株

② 発行済株式の総数 83,161,416株

(注) 1. 発行済株式の総数には自己株式(27,341,332株)を含んでおります。

2. 発行済株式の総数は、2024年6月28日付で自己株式を消却したことにより前事業年度末から4,094,500株減少しております。

③ 株主数 47,702名

④ 大株主

| 株主名  | 持株数        | 持株比率   |
|--|------------|--------|
| SON Financial合同会社  | 9,327,600株 | 16.71% |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社(信託口)  | 7,609,000株 | 13.63% |
| INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED<br>SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF<br>JAPAN-UP | 3,051,500株 | 5.46%  |
| SON Capital Partners合同会社   | 2,381,200株 | 4.26%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)   | 2,359,000株 | 4.22%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>505103  | 2,313,999株 | 4.14%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>505001  | 2,066,822株 | 3.70%  |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044   | 1,208,820株 | 2.16%  |
| INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED<br>AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST                  | 1,200,000株 | 2.14%  |
| 森下一喜   | 1,009,600株 | 1.80%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を27,341,332株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(27,341,332株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 2024年2月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式2,200,000株        |
| 取得価額の総額      | 4,862,185,600円        |
| 取得した期間       | 2024年2月15日～2024年3月12日 |
| 取得方法         | 東京証券取引所における市場買付       |

ロ. 2024年5月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式1,894,500株        |
| 取得価額の総額      | 4,999,840,400円        |
| 取得した期間       | 2024年5月10日～2024年6月21日 |
| 取得方法         | 東京証券取引所における市場買付       |

ハ. 2024年5月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 消却した株式の種類及び数 | 普通株式4,094,500株 |
| 消却後の発行済株式総数  | 83,161,416株    |
| 消却日          | 2024年6月28日     |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況  |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長   | 森 下 一 喜 | 株式会社ゲームアーツ 代表取締役社長<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)  |
| 取 締 役     | 坂 井 一 也 | 当社財務経理本部長兼CFO<br>株式会社ゲームアーツ 取締役<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific<br>Pte.Ltd. Director(取締役) |
| 取 締 役     | 北 村 佳 紀 | 当社GV事業本部長<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)兼COO兼CCO   |
| 取 締 役     | 吉 田 康 二 | 当社経営管理本部長兼CCO兼CCMO<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific<br>Pte. Ltd. Director(取締役)             |
| 取 締 役     | 市 川 彰 彦 | 当社パートナー・パブリッシング本部長  |
| 取 締 役     | 大 庭 則 一 | ソフトバンクグループ株式会社<br>財務企画部長<br>ソフトバンクグループジャパン株式会社<br>取締役   |
| 取 締 役     | 大 西 秀 亜 | 合同会社インテグリティ 共同代表<br>株式会社アバージェンス 代表取締役<br>株式会社キューブ 社外取締役   |
| 取 締 役     | 宮 川 圭 治 | リンクアンドモチバ株式会社<br>シニアアドバイザー<br>H.U.グループホールディングス株式会社<br>社外取締役   |
| 取 締 役     | 田 中 晋   | —   |
| 取 締 役     | 原 悅 子   | アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法<br>共同事業 パートナー弁護士   |
| 常 勤 監 査 役 | 越 智 政 人 | 株式会社ゲームアーツ 監査役  |
| 監 査 役     | 上 原 浩 人 | 上原浩人公認会計士事務所 代表<br>ダイヤル・サービス株式会社 社外監査役  |
| 監 査 役     | 蒲 俊 郎   | 城山タワー法律事務所 代表弁護士<br>桐蔭法務研究支援センター長<br>桐蔭横浜大学・法学研究科客員教授<br>株式会社ティーガイア 社外監査役<br>株式会社ピアラ 社外監査役  |

- (注) 1. 取締役 大西秀亜氏・取締役 宮川圭治氏・取締役 田中晋氏・取締役 原悦子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 2. 監査役 上原浩人氏・監査役 蒲俊郎氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 3. 監査役 上原浩人氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 大庭則一氏・大西秀亜氏・宮川圭治氏・田中晋氏・原悦子氏及び監査役 越智政人氏・上原浩人氏・蒲俊郎氏は、会社法第427条第1項に基づいて損害賠償責任の限定について契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 森下一喜氏・坂井一也氏・北村佳紀氏・吉田康二氏・市川彰彦氏・大庭則一氏・大西秀亜氏・宮川圭治氏・田中晋氏・原悦子氏及び監査役 越智政人氏・上原浩人氏・蒲俊郎氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、自己もしくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明したときは、当社が支払った金額に相当する金銭の返還を条件としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社(Gravity Co., Ltd. を除く)の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を受け職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等について填補することとし、保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針について

取締役の報酬等については、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションで構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。ただし、業務執行取締役以外の取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを踏まえて、固定報酬のみで構成することとしております。また、当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

なお、報酬水準等については、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において審議し、取締役会に答申する体制としております。

#### イ. 基本報酬に関する方針

各取締役の基本報酬は、金銭報酬の固定報酬とし、業績・経営環境等を踏まえて、役位や職責等に応じて個人別の報酬額を決定しております。具体的配分の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長に一任しております。

#### ロ. 業績連動報酬に関する方針

業務執行取締役の業績向上に対するインセンティブを一層高めるという観点から、業務執行取締役に対して業績連動報酬を支給することとしております。当該報酬は連結営業利益を指標とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位に応じたポイントをもとに個人別の報酬額を決定しております。当該報酬額の計算方法については、株主総会において定めた算式をもとに指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決議することとしております。

#### ハ. 非金銭報酬等に関する方針

株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大及び企業価値増大に対する意欲及び士気を従来以上に向上させるという観点から、業務執行取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを付与しております。その公正価値の算定にあたっては付与時点の株価が考慮され、その個別の取締役に付与する個数は、固定報酬と同様、個別の取締役の役位や職責等を考慮して決定しております。その決定にあたっては独立社外取締役を含む取締役会において決議することとしております。

#### ニ. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションの個人別の報酬等の額に対する割合については、一定の水準に固定することはせず、インセンティブとして効果的に機能し得る範囲を考慮し、決定することとしております。

#### ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の固定報酬は、毎月同額を支給しております。また、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションは、会社が適切と認める時期に支給することとしております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |            |                         | 対象となる<br>役員の<br>員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|-----------------|------------|-------------------------|---------------------------|
|                  |                     | 固定報酬            | 業績連動<br>報酬 | 株式報酬型<br>ストック・<br>オプション |                           |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 472<br>(24)         | 218<br>(24)     | 87<br>(—)  | 167<br>(—)              | 11<br>(5)                 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 58<br>(12)          | 58<br>(12)      | (—)        | (—)                     | 3<br>(2)                  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 530<br>(36)         | 276<br>(36)     | 87<br>(—)  | 167<br>(—)              | 14<br>(7)                 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
使用人兼務取締役の使用人給与相当額は次のとおりであります。  
    使用人兼務取締役 4名 178百万円
2. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役3名であります。なお、上記支給人員との相違は、2024年3月28日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれていることによるものであります。
3. 業績連動報酬には、現時点で金額が確定しておりませんので、当事業年度に係る業績連動報酬引当金額を記載しております。
4. 非金銭報酬として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを交付しております。当該株式報酬型ストック・オプションの内容及びその交付状況は交付書面省略事項「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
5. 取締役の固定報酬については、2004年7月30日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております（当該臨時株主総会決議時の取締役の員数は4名）。  
取締役の業績連動報酬については、2023年3月30日開催の第26期定時株主総会において算定方法を定め、その報酬額を上記の固定報酬についての報酬枠とは別枠で、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております（当該定時株主総会決議時の業務執行取締役の員数は5名）。
- 取締役の株式報酬型ストック・オプションについては、2021年3月30日開催の第24期定時株主総会において、上記固定報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円の範囲内及び付与する新株予約権の年間上限数を1,500個（普通株式150,000株）と設定する旨を決議しております（当該定時株主総会決議時の業務執行取締役の員数は5名）。
6. 監査役の報酬等については、2021年3月30日開催の第24期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております（当該定時株主総会終了時の監査役の員数は3名）。なお、取締役の職務の執行を監査する上での独立性を考慮し、株主総会の定める総額の範囲で、常勤・非常勤に応じた固定報酬のみを支給することとしており、監査役の個別報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲において、監査役の協議により決定しております。
7. 当事業年度においては、代表取締役は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の職責に係る評価を行うことが可能であり、当該評価に基づいて各取締役の固定報酬の額を決定することに最も適していると判断したため、取締役会は、代表取締役 森下一喜氏に対して各取締役の固定報酬の額の決定について委任しております。当該決定にあたっては独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会において事前に審議を行っております。  
なお、当社は、2025年2月14日開催の取締役会において「取締役報酬等の内容の決定に関する方針」を改定しており、各取締役の職責に係る評価を指名・報酬委員会において独立的かつ客観的に行なうことが従前以上に公正な評価の実現に繋がり、当社の報酬決定プロセスの透明性をより一層高めると考え、各取締役の固定報酬の額の決定を構成員の過半数を独立社外取締役、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に一任することを決議しております。
8. 当事業年度に係る各取締役の固定報酬の額については、取締役会の委任を受けた代表取締役社長 森下一喜氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社全体の業績・経営環境等を踏まえて、各取締役の役位や職責等を考慮して検討のうえ決定しております。業務執行取締役に対する業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、株主総会で定めた算式をもとに指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。当事業年度の連結営業利益の実績は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項（2）財産及び損益の状況」に記載のとおりです。株式報酬型ストック・オプションについては、株主総会で決議された報酬限度額及び付与する新株予約権の年間上限数の範囲内において、インセンティブ報酬として効果的に機能し得る範囲を考慮しつつ、各取締役の役位や職責等を踏まえて指名・報酬委員会において審議し、取締役会で決定しております。  
以上により、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを重要な経営課題の一つとして認識しております。株主の皆様へは、企業価値の長期的な向上を図りつつ、経営環境、業績、財務の健全性、成長投資を総合的に勘案しながら、利益還元を行っております。株主還元の実施に際しては、利益水準やその見通しに応じた安定的な配当に加えて、機動的な自己株式取得を組み合わせることを基本方針としております。

具体的には、配当については、連結配当性向を30%以上とし、安定的かつ継続的に実施する方針です。自己株式取得については、市場株価や当社の財務状況も勘案しつつ、資本収益性の向上に資する機動的な資本政策として位置付けており、取締役会での決定に基づき継続的に実施していく方針です。

当期の期末配当は、上記の配当方針に鑑み、1株当たり普通配当60円00銭とさせていただくことを、2025年3月28日開催予定の取締役会において決議する予定です。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目                   | 金 額     |
|-----------------|---------|-----------------------|---------|
| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部               |         |
| 流 動 資 産         | 120,875 | 流 動 負 債               | 19,453  |
| 現 金 及 び 預 金     | 99,598  | 買 掛 金                 | 5,861   |
| 売掛金及び契約資産       | 13,515  | 未 払 法 人 税 等           | 2,989   |
| 有 価 証 券         | 5,018   | 業 績 運 動 報 酬 引 当 金     | 87      |
| 商 品             | 16      | そ の 他                 | 10,515  |
| そ の 他           | 2,785   | 固 定 負 債               | 2,475   |
| 貸 倒 引 当 金       | △59     | 長 期 未 払 金             | 1,277   |
| 固 定 資 産         | 54,588  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債     | 17      |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,326   | そ の 他                 | 1,180   |
| 無 形 固 定 資 産     | 748     | 負 債 合 計               | 21,929  |
| 純 資 産 の 部       |         | 純 資 産 の 部             |         |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 197     | 株 主 資 本               | 125,624 |
| そ の 他           | 551     | 資 本 金                 | 5,338   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 52,513  | 資 本 剰 余 金             | 5,487   |
| 長 期 性 預 金       | 40,000  | 利 益 剰 余 金             | 195,670 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 7,122   | 自 己 株 式               | △80,872 |
| そ の 他           | 5,391   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 1,687   |
|                 |         | 為 替 換 算 調 整 勘 定       | 1,687   |
|                 |         | 新 株 予 約 権             | 1,464   |
|                 |         | 非 支 配 株 主 持 分         | 24,759  |
| 資 産 合 計         | 175,464 | 純 資 産 合 計             | 153,535 |
|                 |         | 負 債 純 資 産 合 計         | 175,464 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2024年1月1日から )  
( 2024年12月31日まで )

(単位:百万円)

| 科 目                           |           | 金 額 |         |
|-------------------------------|-----------|-----|---------|
| 売 売                           | 上 原       | 高 価 | 103,600 |
| 売 売                           | 上 原       | 原 価 | 50,185  |
| 売 売                           | 上 総       | 利 益 | 53,415  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |           |     | 35,923  |
| 當 業                           | 業 外 収 益   | 利 益 | 17,491  |
| 當 業                           | 受 取 利 差   | 息 益 | 1,955   |
| 為 替                           |           | 息 益 | 428     |
| そ の                           |           | 他   | 168     |
| 當 業                           | 業 外 費 用   |     | 2,552   |
| 支 払                           | 利 息       | 用   | 15      |
| 自 己 株 式 取 得                   | 利 息       | 用   | 11      |
| そ の                           | 費         | 他   | 3       |
| 經 常                           | 利 益       |     | 30      |
| 特 別                           | 損 失       |     | 20,013  |
| 減 損                           | 損 失       |     | 174     |
| 税 金 等 調 整 前                   | 当 期 純 利 益 |     | 174     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |           |     | 19,838  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |           |     | 6,363   |
| 当 期 純 利 益                     |           |     | △1,532  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |           |     | 15,007  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |           |     | 3,835   |
|                               |           |     | 11,171  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林 壮一郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村田 賢士 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するに監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び監査に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林 壮一郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村田 賢士 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じていてる場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 監査役会

常勤監査役 越 智 政 人 

監 査 役 上 原 浩 人 

監 査 役 蒲 俊 郎 

注) 監査役上原浩人及び監査役蒲俊郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会 会場のご案内

### 会場

グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話：03-3442-1111

### 交通

JR又は京浜急行 「品川」 駅(高輪口) 下車 | 高輪口(西口)より徒歩約8分  
都営地下鉄浅草線 「高輪台」 駅 下車 | A1出口より徒歩約6分

### 最寄駅からのアクセス

